肥料価格高騰対策事業の本県実施体制について

R5.7.21時点 技術支援課

農林水産省(関東農政局等)、群馬県 ·JA群馬中央会 JA全農ぐんま全国肥料商連合会群馬県支部 協議会認定、計画認定、 計画申請、 実績報告 補助金の交付 事業実施主体(県協議会) 群馬県担い手育成総合支援協議会 (事務局:群馬県技術支援課) 群馬県前橋市南町3-9-5 申請受付センタ-大同生命ビルフ階 リライアブル群馬BPOセンター内 申請書類の受理・書類不備の確認チェック、予備審査等を実施 計画認定<mark>、支援</mark>金の交付、 取組実施者5%程度に 取組状況の現地確認 計画申請、 申請可 申請不可 申請可 申請可 盲司 取組実施者(化学肥料の使用量の2割低減に向けて取り組む農業者グループ) =申請者 まとめて申請 5戸以上の農業者グループ 〇〇商店 ××商店 農業協同組合 ※組織運営に関する 規程、代表者の定め、 全国肥料商連合会群馬県支部により 銀行口座が必要 会員間で5戸以上の申請となるように調整 支援金の 全肥商連県支部 会員ではない 00 X X △△商店 生産部会 生産部会 5戸未満の 5戸以上の 5 戸以上の販売農家 販売農家 販売農家 8戸 4 戸 (売上伝票を確認) (売上伝票を確認) 参加農業者 支援金の申請先

- ア まず肥料を購入した所に「取組実施者として申請を受け付けているか」を確認してください。
- イ 複数の所から肥料を購入している場合、取組実施者の取り扱いにより「①まとめて申請」または「②それぞれの所に申請(重複申請に注意)」することとなります。
- ウ 肥料を購入した所が取組実施者として申請を受け付けていない等の場合は、県協議会にご相談ください。